



五管区水路通報第49号

472項-483項

令和5年12月15日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第472項	四国南岸	土佐湾	射撃訓練
第473項	本州南岸	新宮港南方	魚礁設置作業
第474項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止区域解除
第475項	阪神港	大阪区、第6区	標識灯移設
第476項	阪神港	神戸区、第6区	簡易灯設置
第477項	瀬戸内海	明石海峡航路西方	海洋調査
第478項	瀬戸内海	姫路港、飾磨区、第1区	防災訓練
第479項	瀬戸内海	相生港	目標物不存在
第480項	瀬戸内海	淡路島、湊港付近	魚礁設置
第481項	紀伊水道	今切港	灯付浮標設置
第482項	紀伊水道	徳島小松島港、小松島区、第3区	掘下げ作業
第483項	四国南岸	高知港	鋼管矢板等設置

★5年472項 四国南岸 ー 土佐湾 射撃訓練

土佐湾において、巡視船による射撃訓練が実施される。

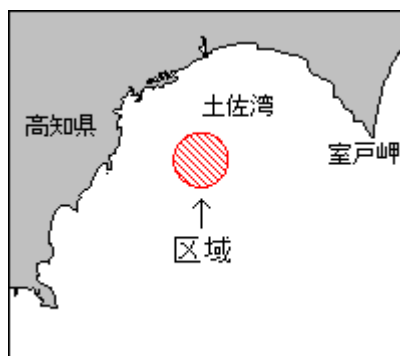
期 間 令和5年12月25日 0900～1700

区 域 33-10.8N 133-33.0E を中心とする半径5海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚
紅色閃光灯を点灯

海 図 W108(JP共)

出 所 五本部警備救難部



★5年473項 本州南岸 ー 新宮港南方 魚礁設置作業

宇久井港において、潜水士・作業船による魚礁設置作業が実施される。

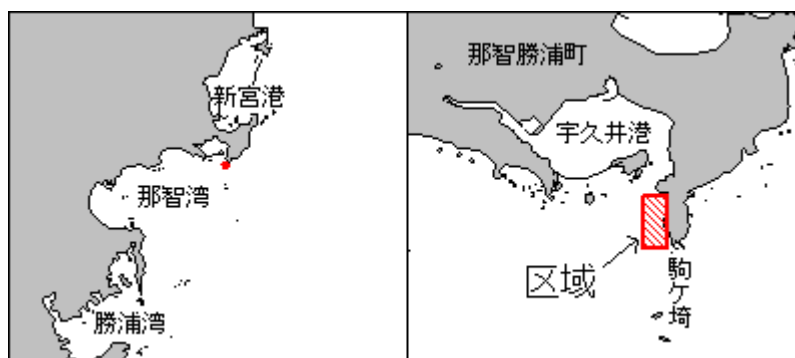
期 間 令和5年12月18日(予備日12月19日～29日) 0830～1600

区 域 33-39-00N 135-58-41E 付近

備 考 魚礁(1m×1m×0.9m)12基が設置される

海 図 W46(分図「新宮港及付近」)

出 所 五本部海洋情報部、串本海上保安署



★5年474項 阪神港 ー 大阪区、第6区 航泊禁止区域解除

五管区水路通報5年37号308項、43号398項、46号443項、46号444項関連

阪神港大阪区における新島建設工事に伴う航泊禁止は解除された。

区 域 下記6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域

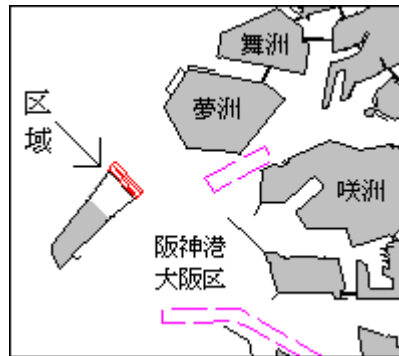
(1) 34-38-16.3N 135-21-31.0E

- (2) 34-38-18.7N 135-21-30.5E
- (3) 34-38-25.4N 135-21-36.9E
- (4) 34-38-01.6N 135-22-03.4E
- (5) 34-37-56.1N 135-21-56.1E
- (6) 34-37-56.4N 135-21-53.2E

備考 航泊禁止区域を示す下記の灯標は廃止された

- 大阪新島埋立区域 D 灯標(灯台表第 1 巻 3585.54)(34-38.3N 135-21.5E)
- 大阪新島埋立区域 E 灯標(灯台表第 1 巻 3585.55)(34-38.4N 135-21.6E)
- 大阪新島埋立区域 F 灯標(灯台表第 1 巻 3585.56)(34-38.3N 135-21.7E)
- 大阪新島埋立区域 G 灯標(灯台表第 1 巻 3585.57)(34-38.2N 135-21.8E)
- 大阪新島埋立区域 H 灯標(灯台表第 1 巻 3585.58)(34-38.1N 135-21.9E)
- 大阪新島埋立区域 I 灯標(灯台表第 1 巻 3585.59)(34-38.0N 135-22.1E)
- 大阪新島埋立区域 J 灯標(灯台表第 1 巻 3585.6)(34-37.9N 135-21.9E)

海図 W123(JP共)－W1103(JP共)－W150A(JP共)－W106(JP共)
出所 阪神港長



★5年475項 阪神港 — 大阪区、第 6 区 標識灯移設

五管区水路通報 5 年 11 号 106 項関連

新島北東岸において、標識灯が護岸先端へ移設された。

位置 新) 34-37-57.0N 135-21-54.1E
旧) 34-37-56.3N 135-21-53.2E

海図 W123(JP共)

出所 大阪海上保安監部

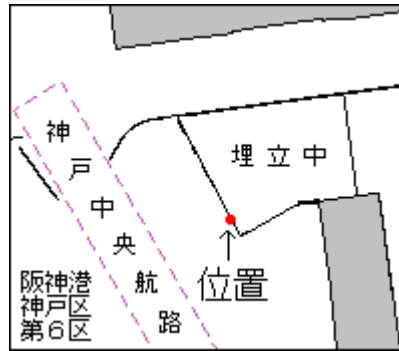


★5年476項 阪神港 — 神戸区、第 6 区 簡易灯設置

五管区水路通報 5 年 39 号 339 項関連

阪神港神戸区第6区の埋立地区護岸上において、簡易標識灯(黄色)が設置された。

位置 34-39-51.3N 135-15-56.5E
海図 W101A(JP共)
出所 神戸海上保安部



★5年477項 瀬戸内海 — 明石海峡航路西方 海洋調査

明石海峡航路西方において、ROV(有線式無人潜水探査機)を使用した海洋調査が実施される。

期間 令和5年12月20日、21日(予備日12月22日～令和6年1月31日)

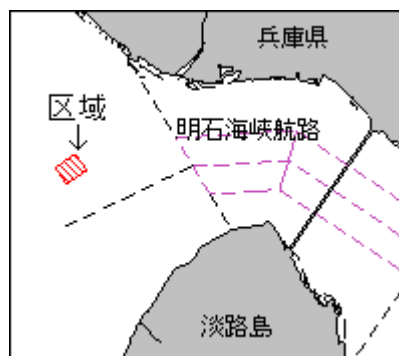
区域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-37.5N 134-56.9E
- (2) 34-37.3N 134-56.6E
- (3) 34-37.1N 134-56.8E
- (4) 34-37.3N 134-57.1E

備考 区域内で観測機器をえい航する場合がある

海図 W131(JP共)

出所 神戸海上保安部



★5年478項 瀬戸内海 — 姫路港、飾磨区、第1区 防災訓練

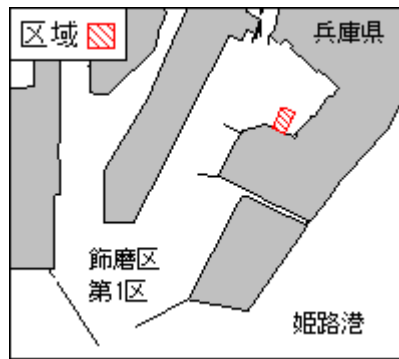
東西オイルターミナル第1棧橋において、防災訓練が実施される。

期間 令和5年12月26日(予備日令和6年1月9日)1000～1200、1330～1530

区域 34-46-40N 134-39-55E 付近

備考 警戒船を配備
オイルフェンスを展開する

海 図 W134B(JP共)
出 所 姫路港長



★5年479項 瀬戸内海 — 相生港 目標物不存在

相生港において、海図記載の記念碑は不存在である。

位 置 34-48-20N 134-28-12E 付近

海 図 W111(相生港)

出 所 五本部海洋情報部



★5年480項 瀬戸内海 — 淡路島、湊港付近 魚礁設置

五管区水路通報 4 年 38 号 486 項削除

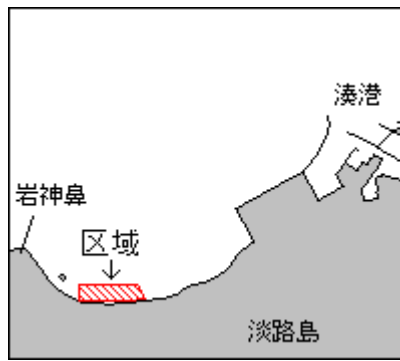
湊港付近において、魚礁が設置された。

区 域 下記 4 地点により囲まれる区域
(1) 34-19-24.0N 134-42-37.0E
(2) 34-19-24.3N 134-42-21.7E
(3) 34-19-20.6N 134-42-21.7E
(4) 34-19-21.0N 134-42-39.0E

備 考 捨石、コンクリート魚礁(約 5m×約 5m×高さ約 2m)及び鋼製魚礁(約 6m×約 6m×高さ約 2m)

海 図 W150B

出 所 五本部海洋情報部



★5年481項 紀伊水道 — 今切港 灯付浮標設置

下記地点において、黄色灯付浮標が設置された。

区域 34-06-13N 134-36-23E 付近
備考 海図記載の赤色灯付浮標は流失している
海図 W1214
出所 徳島海上保安部



★5年482項 紀伊水道 — 徳島小松島港、小松島区、第3区 掘下げ作業

金磯岸壁付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施されている。

期間 令和5年12月27日まで 日出～日没

区域 下記8地点により囲まれる区域

- (1) 33-59-42N 134-36-46E
- (2) 33-59-49N 134-36-53E
- (3) 33-59-49N 134-36-52E
- (4) 33-59-57N 134-37-00E
- (5) 33-59-56N 134-37-01E
- (6) 33-59-42N 134-37-00E
- (7) 33-59-39N 134-37-02E
- (8) 33-59-34N 134-36-57E

備考 警戒船を配備

海図 W1126

出所 徳島小松島港長



★5年483項 四国南岸 — 高知港 鋼管矢板等設置

五管区水路通報 5 年 3 号 33 項削除

東孕地先において、鋼管矢板及び捨石が設置されている。

鋼管矢板設置

区域1 下記 3 地点を結ぶ区域

(1) 33-32-17.4N 133-34-08.9E

(2) 33-32-16.9N 133-34-07.5E

(3) 33-32-14.1N 133-34-09.1E

区域2 下記 2 地点を結ぶ線上付近

(4) 33-32-17.7N 133-34-09.6E

(5) 33-32-18.4N 133-34-11.3E

捨石設置(水面下)

区域 下記 4 地点を結ぶ区域

(6) 上記(2)地点

(7) 33-32-14.9N 133-34-08.7E

(8) 33-32-14.7N 133-34-08.2E

(9) 33-32-16.7N 133-34-06.9E

備考 鋼管矢板が設置されている(1)～(5)の地点については黄色標識灯で明示

海図 W110

出所 五本部海洋情報部

